法定調書の提出はe-Taxで

問 那覇税務署 ☎867-3101

e-Taxを利用するメリット

○税務署に行かずに、自宅や事務所などから法定調書を作成・提出。
法定調書の提出のe-Tax利用率は76.6%、約4人に3人がe-Taxを利用しています。

○事業主の方が、e-Taxで給与所得の源泉徴収票を提出することで、従業員の方が所得税の確定申告書を作成する際に、マイナポータル連携を利用すると、給与所得の源泉徴収票の情報を申告書の該当項目へ自動で入力することができます。

※従業員の方が国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」からマイナンバーカードを利用してe-Taxで申告する際にご利用になれます。

詳しくは、国税庁又はe-Taxホームページをご覧ください

法定調書の作成・提出について

マイナポータル連携で給与所得の確定申告が簡単に

eLTAX で市区町村と税務署に同時提出

市区町村への提出書類
「給与支払報告書」
「公的年金等支払報告書」

税務署への提出書類
「給与所得の源泉徴収票」
「公的年金等の源泉徴収票」

eLTAXを利用することで

支払報告書の電子申告(eLTAX)用のデータと源泉徴収票の電子申告(e-Tax)用のデータを同時に作成し、
支払報告書は、受給者の住所地の市区町村へ
源泉徴収票は、支払者の所轄税務署へ
まとめて提出(送信)することができます。

eLTAX ホームページ

法定調書のe-Tax等による提出義務化について

○令和6年中に提出した法定調書の枚数が100枚以上となった法定調書については、令和8年に提出する法定調書をe-Tax、クラウド等又は光ディスク等により提出する必要があります。※100枚以上の判定は、法定調書の種類ごとに行います。

○令和9年1月以降に提出する法定調書については、e-Tax等による提出義務の判定基準が「100枚以上」から「30枚以上」に変わります。

○令和7年中に提出する法定調書の枚数が30枚以上となった方は、令和9年に提出する法定調書をe-Tax等により提出する必要がありますので、e-Tax等による法定調書の提出のご準備をお願いします。

法定調書のe-Tax等による提出義務化の概要について

e-Taxソフトの事前準備、送信方法、エラー解消などの使い方のお問合せは
e-Tax・作成コーナーヘルプデスクへ ☎0570-01-5901

一般皮膚専門は... 八重瀬クリニック

☑ホクロ切除 ☑皮膚腫瘍 ☑アトピー性皮膚炎
☑ワキ・手汗 ☑水虫 ☑乳児湿疹
☑手荒れ ☑虫刺され ☑ニキビ
☑ホクロドック ☑各種イボ ☑じんま疹
☑各種ワクチン ☑アレルギー検査
☑脱毛症 ☑帯状疱疹・ヘルペスなど

美容皮膚専門は... 沖縄美容クリニック

☑ニキビ跡 ☑シワ
☑医療脱毛 ☑たるみ
☑シミ取り ☑赤ら顔
☑肝斑 ☑ピアス
☑巻き爪 ☑毛穴・美白
☑美容点滴 ☑そばかす などのお悩みに

Okinawa Beauty Clinic

沖縄皮膚科医院
一般皮膚科、小児皮膚科、アレルギー科、美容皮膚科、形成外科
八重瀬町役場の斜め向かい、皮膚専門クリニックが開院

	月	火	水	木	金	土	日祝
10:00-14:00 受付時間 9:45-13:00		●	●	●	●	●	
16:00-19:30 受付時間 15:45-18:30		●	●	●	●	▲	

ご予約の方は13:30、19:00までの受付。
▲:毎月第1第2土曜は自費予約のみ(18:00まで)、祝日の場合は休み。

okinawa-hifu.com @OKINAWA.HIFU

税務課からのお知らせ

問 税務課 889-4413

町民税・県民税の申告準備、始めていますか？

2月中旬から町民税・県民税の申告受付が始まります。
申告書類の事前準備をお願いします。

混雑緩和のためにも、申告書類はご自宅で作成。また、ご自身での作成が難しい場合は、税理士への委託や青色申告会へ作成指導を依頼する等ご協力お願いします。

準備するもの

- 収支内訳書(営業、農業、不動産などの収入がある人)
- 医療費控除の明細書
- 令和7年中に支払った各種控除の証明書類など

スマホとマイナンバーカードでe-Tax

国税庁ホームページから、スマートフォンやパソコンで所得税などの申告書を作成し、マイナンバーカードを使用してオンラインで提出ができます。

マイナポータル連携をすると、控除証明書などの必要書類のデータを申告書へ自動で入力することができます。

e-Taxを利用するメリット

- 税務署に行かずに自宅から申告
- 生命保険料控除証明書などの添付書類は、記載内容を入力・送信すれば提出や提示が不要 ※法定申告期限等から5年間、税務署から書類の提出や掲示を求められることがあります。
- 自宅からe-Taxで提出された還付申告は、3週間程度で還付
- 24時間いつでも利用可能
※メンテナンス時間を除きます。

スマホやパソコンで、電子申告を簡単に

e LTAX(エルタックス)

・償却資産の申告
・給与支払報告書の提出

問 地方税共同機構
☎03-5521-0019

e-Tax(イータックス)

・国税の所得税申告
・消費税申告 等

問 那覇税務署☎867-3101

毎年、1月は「償却資産」の申告月です

【場所】役場 2階 税務課 5番窓口
【申告期間】令和8年1月5日(月)～2月2日(月)

償却資産とは？ 土地・家屋以外で事業の用に供することのできる資産

申告対象者は？ ①南風原町内で事業用の償却資産を所有している法人・個人(アパート経営者含む)
②南風原町内に事業用として貸し付けている償却資産を所有している法人・個人

申告方法は？ 窓口、郵送、電子申告(eLTAX) ※対象者には12月中旬頃に申告書を送付しますので、届かない場合はご連絡ください。

申告書の手引きや様式などは町のHPからもダウンロード出来ます。

構築物	舗装路面、庭園、門、広告設備、建物附属設備など
機器および装置	土木建設機械、太陽光発電設備など
車両および運搬器具	貸車、大型特殊自動車など
工具、器具および備品	パソコン、陳列ケース、看板、医療器具など

申告の対象となる太陽光発電設備

個人(住宅用)	10kw以上
個人(事業用)	事業用はすべて対象
法人	

取り壊した建物はありませんか？
(オンライン届出が可能)

家屋を取り壊した場合は、『家屋滅失届』の提出をお願いします。届出がない場合、固定資産税が課税されたままとなるおそれがあります。

注意 固定資産税は、毎年1月1日に所在する家屋が課税の対象となります。年度途中で家屋を取り壊した場合でも、その年の税額は変わりません。

届出方法

❶オンラインで届出
QRの読み取り、または町のホームページから入力してください。

❷書類の記入、提出
家屋滅失届を記入後、役場2階税務課へ提出してください。
※書類は窓口またはホームページにて取得可能です。

❸家屋係へ電話
家屋係(889-4413)へご連絡ください。

オンライン届出
町のホームページ

お持ちの不動産を弊社が直接買取致します!!

早めに売却したい
調査から売却まですべてお任せしたい
周りに知られたくない

お支払い最短 5日
仲介手数料 不要
訳あり物件 相談可
軍用地も対応

査定無料！お問合わせはこちら
てるまさリース TEL.098-943-4355
那覇市泉崎1丁目12番15号 平日9:00～17:00(土曜日・日曜日・祝日・年末年始はお休み)
スマホはこちら